

## 小林製薬の紅麴を含む健康食品に対する対応の経緯

### 3月21日（木）

- ① 17:00 小林製薬から消費者庁に一報。
- ・消費者庁から小林製薬に対し、大阪市保健所に連絡するよう指示。
  - ・消費者庁から当日面談を依頼したが、小林製薬の都合で翌日 15 時からとなった。

### 3月22日（金）

- ① 13:00 大阪市から厚生労働省へ情報共有。
- ・小林製薬の製品の摂取者で健康被害があり、夕刻プレスリリースをする旨の連絡。（詳細情報なし。）
- ② 14:45 厚生労働省から消費者庁へ状況確認。
- ・消費者庁が 15 時より小林製薬と面談する予定であるとの情報を得た。
- ③ 15:15 消費者庁及び厚生労働省で小林製薬と面談。
- ・厚生労働省から小林製薬に対して、大阪市を通して速やかに健康被害情報等の報告を行うように指示。
- ④ 22:30 健康被害情報が収集されるよう、厚生労働省から自治体宛事務連絡発出。

(17:00 小林製薬プレスリリース、18:00 小林製薬記者会見)

### 3月23日（土）

- ① 前橋市から厚生労働省へ健康被害情報の報告。

### 3月25日（月）

- ① 厚生労働省から大阪市に対し、小林製薬に対して食品衛生法第 28 条に基づく報告を求めよう助言。
- ② 厚生労働省から大阪市に対し、前橋市からの被害情報を提供。
- ③ 厚生労働省から公益社団法人日本医師会宛に、紅麴を含む健康食品についての健康被害情報の収集等の協力依頼の事務連絡発出。

(14:00 小林製薬からのプレスリリース(第 2 報))

### 3月26日（火）

(10:00 小林製薬からのプレスリリース(第3報、死亡事例))

① 小林製薬から死亡事例の発表があったことを踏まえ、緊急的に厚生労働省から小林製薬に対して直接ヒアリングを要請。

(15:33 武見厚生労働大臣より今後の対応について発言。)

② 16:00 食品衛生法上の対応を検討するため、小林製薬からヒアリング。

③ 23:30 ヒアリング結果を踏まえ、小林製薬の3製品について

- ・ 紅麹を含む特定のいわゆる「健康食品」を摂取した者で健康被害が多数報告されていることに加え、2名の死亡事例が報告されたこと
- ・ 健康被害との関連性が明らかとはなっていないことから、食品衛生法第6条第2号に該当するものとして判断し、大阪市に対し、その旨を通知。

3月27日(水)

① 12:00 大阪市が小林製薬株式会社に対し、紅麹を含む食品の廃棄に向けて回収命令

② 14:00 消費者庁、農林水産省等と関係省庁連絡会議

(12:00 小林製薬からのプレスリリース(第4報、死亡事例2))